

お取引時の確認の変更について

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、取引を行う目的、ご職業（事業内容）などの確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、同法の改正により、**平成28年10月1日から、お取り扱いが一部変更になります。**ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

[主な変更点]

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取り扱いの変更
2. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
3. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更
4. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化
5. 外国政府等において重要な公的地位にある方等のお取引

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取り扱いの変更

お客さまの氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

本人確認書類	改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健康保険証 ・ 共済組合の組合員証、加入者証 ・ 国民年金手帳 ・ 母子健康手帳 ・ 児童扶養手当証書 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>原本を提示</p>	<p>原本を提示</p> <p>+</p> <p>他の本人確認書類(※1)</p> <p>または現住居の記載のある</p> <p>補完書類(※2)の原本を提示</p>

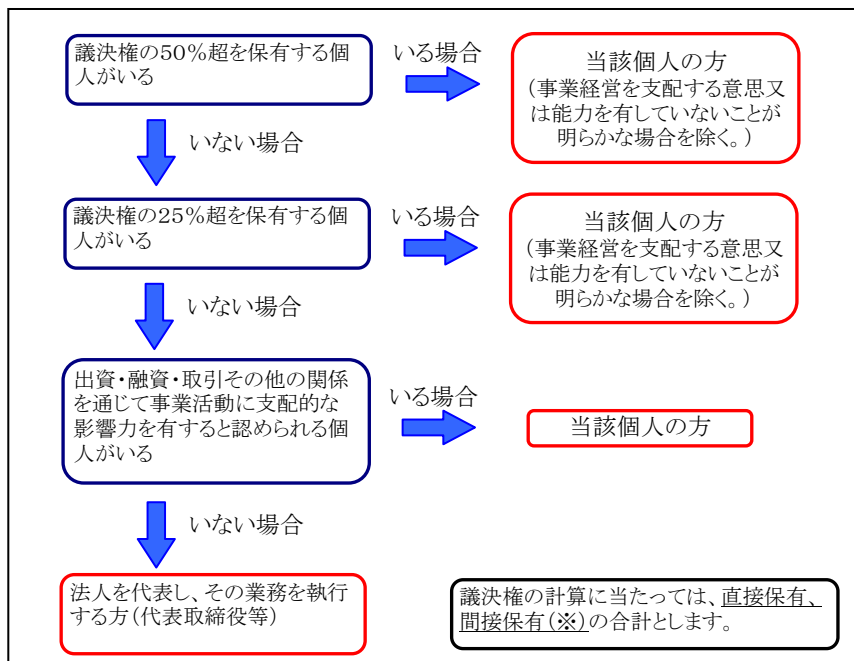
(※1) 住民票の写し、戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）等。

(※2) 公共料金の領収書等（携帯電話料金の領収書は除く）で、領収日付が6ヶ月以内のもの。

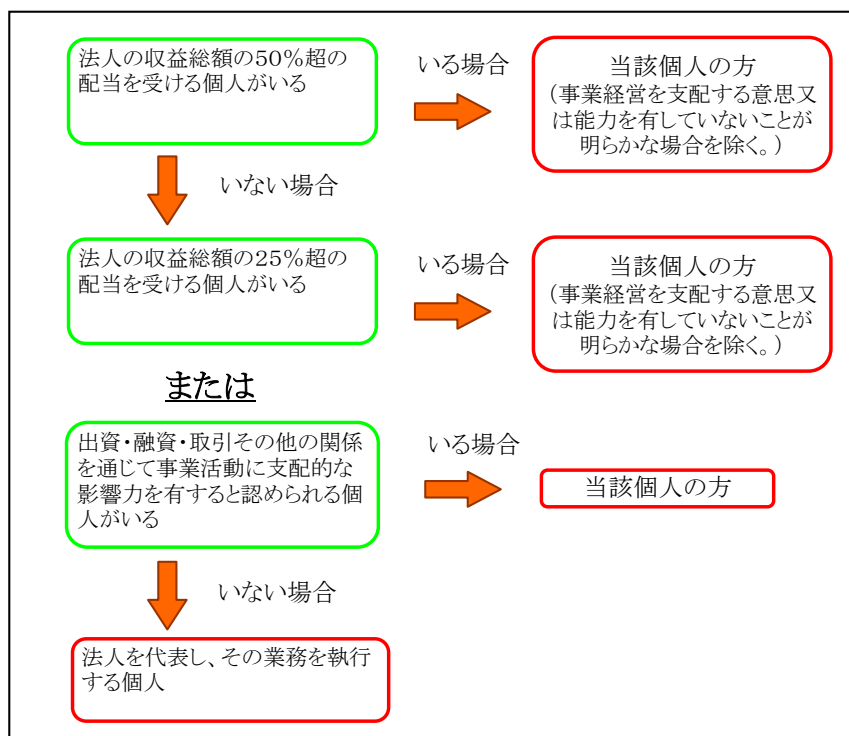
2. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更

お取引の際に、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有する個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

[資本多数決法人の場合（株式会社、有限会社等）]

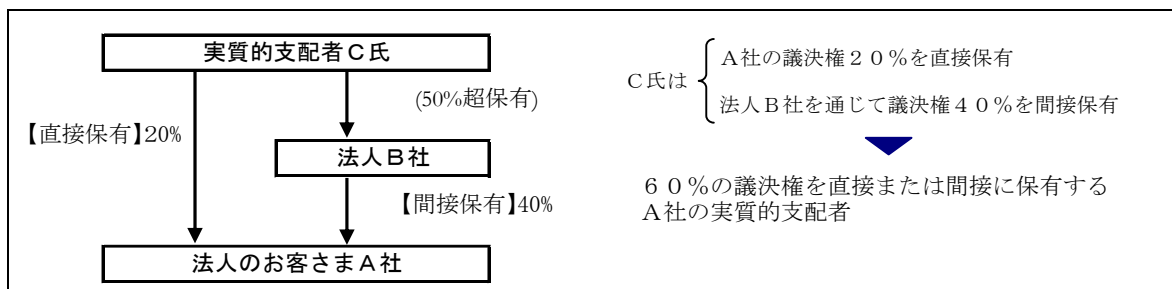


[資本多数決法人以外の法人の場合（一般社団・財団法人、医療法人、学校法人等）]



※ 直接保有・間接保有について

[実質的支配者が直接または間接に50%超の議決権を保有する例]



3. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証等による確認が認められなくなりました。書面やお電話等にて、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。

[確認方法]

改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
・法人が発行した社員証等、法人の役職員であることを示す書面を有していること	社員証等による確認はできなくなります
・取引担当者が法人の役員として登記されていること	取引担当者が法人を代表する権限を有している役員として登記されていること
・委任状等、取引担当者が法人のために取引の任にあっていることを証明する書面を有していること	変更ありません
・法人の本店や営業所等に電話をかけること等の方法により、取引担当者が法人のために取引の任にあっていることが確認できること等	

4. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

(1) 公共料金

電気、ガスまたは水道の料金

※ NHK、電話料金の納付の際は該当しません

(2) 入学金、授業料等

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対するもの

国内のお振込み等に限りです。

5. 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類の提示等、追加のご対応（※）をお願いさせていただきます。

（※）通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

[追加のご対応が必要なお取引]

1. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」とのお取引
2. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族とのお取引
3. 法人における実質的支配者の方が「外国政府等において重要な公的地位にある方」またはそのご家族に該当する法人のお客さまとのお取引

[「外国政府等において重要な公的地位にある方」]

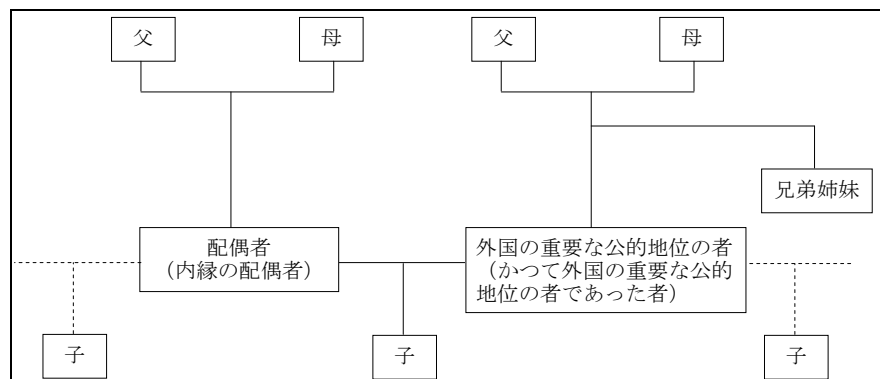
「外国政府等において重要な公的地位にある方」とは

外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方も含みます）

具体的には、外国の元首のほか、我が国における、以下に掲げる職位にある個人の方をいいます。

- ▽ 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- ▽ 内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣に相当する職
- ▽ 衆参両議院の議長・副議長に相当する職
- ▽ 最高裁判所の裁判官に相当する職
- ▽ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ▽ 統合幕僚長・統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ▽ 中央銀行の役員
- ▽ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

□ 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族の範囲



◇ 詳細につきましては窓口までお問合せください